

11月定例会議会における議案に対する意見募集

No. 4 四日市公害と環境未来館条例の制定について（議案75号）

四日市公害と環境未来館については、平成27年3月末にオープンする予定です。

今回の議案は、その設置と管理について必要な事項を定める条例ですが、四日市公害の歴史と教訓を次世代に伝え、本市の取組を国内外に広く情報発信する拠点としての四日市公害と環境未来館の事業全般についてご意見を募集いたします。

1 四日市公害と環境未来館の設置に係る趣旨について

四日市公害の歴史と教訓を風化させることなく次世代に伝えるとともに、未来に豊かな環境を引き継ぐため、さらに公害や環境問題に対する本市の取組を国内外に広く情報発信する拠点として、四日市公害と環境未来館を設置する。また四日市市環境学習センターについては四日市公害と環境未来館の設置に伴い廃止する。

なお、この施設は、現在工事が進んでおり平成27年3月中に完成する予定であり、今回、設置と管理について必要な事項を定める。

2 四日市公害と環境未来館の概要

- (1) 展示エリア（博物館2階）…公害や環境に対する体系的な展示等を行う。
- (2) 学習エリア（博物館1階）…体験型の環境学習の実施等により研究学習の支援を行う。
- (3) 活動エリア（じばさん三重2階）…環境活動を実践する団体等を支援する。

2階レイアウト



1階レイアウト



じばさん三重2階レイアウト



3 施行期日 平成27年3月21日

四日市公害と環境未来館条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、四日市公害と環境未来館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 四日市公害の歴史を風化させることなく、環境改善の歩みから得た教訓を生かし、より良い環境を次世代に引き継ぐため、四日市市安島一丁目3番16号に四日市公害と環境未来館（以下「館」という。）を設置する。

（事業）

第3条 館は、前条の設置目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 四日市公害をはじめとする公害、環境等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料（以下「館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、又は利用に供すること。
- (2) 環境を学習する機会の提供並びに環境に関する知識及び意識の啓発に関すること。
- (3) 市民、環境保全活動団体等の交流及び環境保全活動の支援に関すること。
- (4) 他の資料館、博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (5) 公害、環境等に関する図書の貸出しに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、館の設置目的を達成するために必要なこと。

（入場の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、館への入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められた者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者
- (3) その他館の管理上支障があると認められた者

（館外貸出し）

第5条 市長は、他の資料館、博物館、図書館、学校等適当と認められたものについて、館資料の館外貸出しを許可することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。

(1) 館外貸出しによって館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると市長が認めたととき。

(2) 現に館資料が展示されているとき。

(3) その他市長が館資料の館外貸出しをすることを不相当と認めたととき。

(特別利用の許可)

第6条 館資料の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 前条の規定により許可を受けた者(以下「特別利用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、特別利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとときは、許可の条件を変更し、利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) その他市長において特に必要があると認めたととき。

(原状回復の義務)

第9条 特別利用者は、利用を終了したとき又は前条の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 特別利用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、特別利用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第10条 特別利用者は、館の施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたとときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

(四日市市環境学習センター条例の廃止)

2 四日市市環境学習センター条例 (平成 8 年四日市市条例第 11 号) は、廃止する。